**（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**

**全体についての消防計画**

**第１章　目的及びその適用範囲**

**（目的）**

**第１条**この計画は，消防法第８条の２第１項の規定に基づき，統括防火管理者が（

　　　　　）の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め，火災を予防するとともに，火災，地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

　**（適用範囲）**

　**第２条**この全体についての消防計画を適用する者の範囲は，（　　　　　　　　　　　　　　）に勤務し，出入りする全ての者とする。

**第２章　協議会の設置等**

**（協議会の設置）**

**第３条**　当該建物の防火管理業務を円滑に運営するために，当該建物の事業所の管理権原者を構成員として，統括防火管理協議会（以下「会」という。）を設置するものとする。

**（会の構成員）**

**第４条**

　　会の構成員は**別表１**のとおりとする。

**（会の設置等）**

**第５条**会の事務局は，当該建物（　　　　　　　　　　　　　　）に置くものとし，代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで，会の事務を行うものとする。

**（会長等の責務）**

**第６条**　会の会長は，**別表１**のとおりとする。

２　副会長は，**別表１**のとおりとする。

３　会長は，各事業所の管理権原者と相互に意思の疎通を図るとともに，統括防火管理者に防火上必要な指示，命令をすることができる。

４　会長は，各会構成員の管理権原の及ぶ範囲**（別表２）**を把握し，当該事項を図面に明示し添付する。

５　会長は，次の事項を変更した場合，遅滞なく，消防長又は消防署長に届出をする。

⑴　会の構成員の管理権原者を変更したとき。

⑵　会長又は統括防火管理者を変更したとき。

⑶　建物全体についての防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容に変更が生じたとき

ア　受託者の氏名及び住所

イ　受託方式

ウ　受託者の行う防火管理業務の範囲

エ　受託者の行う防火管理業務の方法

⑷　会の事項において重大な変更をしたとき。

６　副会長は，会長を補佐し，会長が不在の場合は，その職務を代行する。

**（会の事業）**

**第７条**会は，共同で建物全体の防火管理を行うための基本的事項について協議し，決定するほか，次の事項について審議及び研究するものとする。

⑴　全体についての防火管理に係る消防計画の審議及び承認に関すること。

⑵　統括防火管理者の選任に関すること。

⑶　消防法令等防火管理業務に関する法令の研究に関すること。

⑷　自衛消防の組織の整備及び訓練の実施方法等の研究に関すること。

⑸　階段室，廊下その他の共用部分の管理方法等の研究に関すること。

⑹　全体についての防火管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び承認に関すること。

⑺　地震，警戒宣言が発令された場合の対応についての研究に関すること。

⑻　全体の訓練及びその結果の見直しに関すること。

⑼　その他会の運営に関すること。

　**（会の開催）**

**第８条**会の開催は，定例会及び臨時会とするものとする。

⑴　定例会は，年（　　）回とし（　　月と　　月）とする。

⑵　臨時会は，会長が必要と認めるときに開催する。

**第３章　統括防火管理者等の責務等**

**（統括防火管理者の権限と責務）**

**第９条**　統括防火管理者は，この全体についての防火管理に係る消防計画の実行について，全ての権限を以って，次の業務を行うものとする。

⑴　全体についての防火管理に係る消防計画の作成又は変更に関すること。

⑵　各事業所の防火管理者，防火担当責任者（以下「防火管理者等」という。）及び防火管理業務に従事する者に対する指示，命令並びに必要な報告に関すること。

⑶　自衛消防訓練の実施に関すること。

⑷　会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告，助言に関すること。

⑸　工事中の安全対策に関すること。

⑹　火気使用制限及び禁止に関すること。

　　　ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

　　　イ　火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定

　　　ウ　その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止

⑺　その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

２　統括防火管理者は，各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い，調査の結果，火災予防上必要な事項については，消防機関への届出又は連絡を行うとともに，各事業所の防火管理者等に火災予防上必要な措置を命ずることができる。

**第４章　管理権原者及び防火管理者の責務**

**（管理権原者の権原の範囲等）**

**第１０条**防火対象物の各管理権原者における当該権原の範囲については，**別表２**のとおりとする。

**（管理権原者の責務）**

　**第１１条**管理権原者の責務は，次のとおりとする。

　　⑴　管理権原者は，各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。） に基づき，当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ，適正にその業務を遂行しなければならない。

　　⑵　管理権原者は，統括防火管理者を協議して定め，防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

　　⑶　管理権原者は，統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力しなければならない。

　　⑷　管理権原者は，統括防火管理者を定めたときは，消防長又は消防署長に届出をしなければならない。

　**（防火管理者の責務）**

**第１２条**防火管理者の責務は，次のとおりとする。

　　⑴　防火管理者は，統括防火管理者の指示を遵守するとともに，次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告をし，又は重要事項について，承認を受けなければならない。

　　　ア　防火管理者に選任又は解任されたとき

　　　イ　事業所の消防計画を作成又は変更するとき

　　　ウ　防火対象物の定期点検の実施及び結果について

　　　エ　消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について

　　　オ　建物等の定期検査の実施及び結果について

　　　カ　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき

　　　キ　火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設，移設，改修等を行うとき

　　　ク　臨時に火気を使用するとき

　　　ケ　大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき

　　　コ　客席又は避難通路の変更を行うとき

　　　サ　用途（一時的を含む。）を変更するとき

　　　シ　内装の改修又は改築等の工事を行うとき

　　　ス　催物を開催するとき

　　　セ　事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

 　 ソ　事業所の消防計画に定めた消防訓練を実施するとき

　　　タ　防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき

　　　チ　消防機関が行う検査等の実施及び結果について

　　　ツ　統括防火管理者から指示された事項を履行したとき

　　　テ　その他火災予防上必要な事項

　⑵　防火管理者は，この全体についての消防計画に適合するように，事業所の消防計画を作成し，防火管理業務を行わなければならない。

　⑶　防火管理者は，相互の連絡を保ち協力しなければならない。

**第５章　全体についての防火管理業務**

**（点検，検査）**

**第１３条**防火対象物・消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は次のとおりとする。

⑴　防火対象物の定期点検

ア　防火対象物の定期点検は，（　　　　　　　　　　　　　　）の責任により行う。

イ　定期点検を実施する場合は，事業所の防火管理者が立ち会う。

⑵　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

　　　ア　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検は，（　　　　　　　　　　　　　 ）の責任により行う。

　　　イ　点検を実施する場合は，事業所の防火管理者が立ち会う。

　　　ウ　各管理権原者は，点検に必要な場所への立入りを認めるなど，点検が適切に実施できるよう協力する。

　　⑶　自主点検

　　　　防火対象物及び消防用設備等の自主点検は，共用部分については，（

　　　　　），各事業所の占用部分については，各事業所の責任により行う。

　　⑷　建物・電気設備等の点検・検査等

　　　ア　建物・電気設備等の定期検査等は（　　　　　　　　　　　　　　）の責任により行う。

　　　イ　建物，電気設備，火気設備器具，避難設備及び防火設備等の自主点検は，共用部分については，（　　　　　　　　　　　　　　），各事業所の占用部分については，各事業所の責任により行う。

　**（防火管理維持台帳の作成，整備及び保管）**

**第１４条**　各事業所の管理権原者，統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は，防火対象物及び消防用設備等の点検結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて，防火管理維持台帳を作成し保管する。

**（不備欠陥箇所の改修）**

**第１５条**各事業所の管理権原者，統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は，点検・検査により明らかになった不備欠陥について，速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

**（放火防止対策）**

**第１６条**統括防火管理者は，次の放火対策を推進する。

⑴　建物内外の可燃物等の除去

⑵　物置，空室，雑品倉庫等の施錠管理の徹底

⑶　挙動不審者の監視

⑷　死角となりやすい廊下，洗面所等に存置された可燃物の除去

**（工事中等の安全対策）**

**第１７条**統括防火管理者は，複数の事業所にわたる増築，模様替え等の工事が行われる場合，当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し，消防長又は消防署長へ届出をする。

２　統括防火管理者は，各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し，必要に応じて，工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い，法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

　**（全体についての防火管理業務の一部委託）**

**第１８条**防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。） 及びその業務の範囲については，**別表３**のとおりとする。

２　統括防火管理者は，防火対象物の全体についての防火管理業務の適正化を図るため，受託者が実施する防火管理業務について，**別表４**に基づき，委託契約等の内容を確認する。

３　受託者は，この計画を定めるところにより，全体についての防火管理業務を適正に行うとともに，当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。

４　受託者は，受託した全体についての防火管理業務の実施状況について，定期的に統括防火管理者等に報告する。

**（自衛消防訓練）**

**第１９条**統括防火管理者は，防火対象物の全体についての消火，通報及び避難訓練を毎年２回以上（　　　月，　　　月）実施する。

　２　統括防火管理者は，消火，通報及び避難訓練を実施する際において，事前に「自衛消防訓練通知書」により，消防長又は消防署長に通知する。

**第６章　避難施設の維持管理等**

　**（避難施設等の維持管理及びその案内）**

**第２０条**統括防火管理者は，次により，廊下，階段，避難口，安全区画，防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

⑴　廊下，階段，避難口，通路等の避難施設

　　　ア　避難の障害となる設備又は物品を設けない。

　　　イ　避難口等に設ける戸は，容易に解錠し開放できるものとし，開放した場合は廊下，階段等の幅員を有効に保持する。

　　⑵　安全区画，防煙区画の維持管理

　　　ア　防火戸は，常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

　　　イ　閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

　　⑶　避難経路の案内

防火管理者は，必要に応じ，従業員等に避難口及び避難階段の位置を把握させるために，避難経路図等を掲出する。

**第７章　災害等発生時の活動**

**（自衛消防の組織の編成）**

**第２１条**　自衛消防隊は，当該建物全体で組織することとし，各事業所の従業員から選出された本部隊と各事業所が組織する地区隊で編成するものとする。

２　本部隊には，通報連絡，初期消火，避難誘導及び応急救護の各班を設け，それに必要な人員は各事業所が分担するものとする。

３　地区隊には，通報連絡，初期消火，避難誘導及び応急救護の各担当を設け，各担当の指定は「各事業所の消防計画」に定めるものとする。

４　自衛消防隊長は，（　　　　　　　　　　　　　　）とし，地区隊長は各事業所の管理権原者が定めるものとする。

５　本部隊の編成と任務は，**別表５**のとおりとし，その編成は，自衛消防隊長が定めるものとする。

６　地区隊の編成と任務は，各事業所の消防計画に定めるものとする。

**（自衛消防隊長等の権限）**

**第２２条**　自衛消防隊長は，自衛消防隊が火災，地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合，その指揮，命令，監督等一切の権限を有するものとする。

２　地区隊長は，自衛消防隊長の指揮，命令のもとに地区隊を指揮統括するものとする。

３　自衛消防隊長は，地区隊長の担当地区において，直接災害の影響がないと認めたときは，地区隊長に対し，本部において自衛消防隊長を補佐させ，又は災害等発生地区の支援をさせることができる。

**（自衛消防活動等）**

**第２３条**火災，地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため，防火管理者は相互に連絡・協力して，火災，地震その他の災害に対応する。

⑴　通報連絡

火災を発見した者は，直ちに消防機関（１１９番）へ通報（直接通報を含む。）するとともに，統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

⑵　消火活動

ア　火災発生現場の近くにいる者は，従業員等と協力して初期消火を行う。

イ　事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は，統括防火管理者の指揮下で，相互に協力して消火活動を行う。

⑶　避難誘導

ア　事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は，従業員等を安全な場所へ　避難誘導する。

イ　事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は，避難誘導の際に，負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め，知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

⑷　休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては，次の措置を行う。

ア　火災を発見した場合は，直ちに消防機関（１１９番）に通報（直接通報を含む。）後，初期消火活動を行うとともに，防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

イ　営業時間外等に発生した災害等に対しては，在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

ウ　事業所の防火管理者は，火災，地震その他の災害等により被害が生じた場合は，災害活動に支障のない範囲で統括防火管理者に報告する。

　　⑸　自衛消防隊の組織，編成及び任務分担は**別表５**のとおりとする。

**（消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導）**

**第２４条**消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導は次のとおりとする。

⑴　情報提供

統括防火管理者は，火災，地震その他の災害等が発生した際に，消防隊に対して情報を提供するため，次に掲げるものを（）に配置する。

ア　防火対象物の概要表，平面図，詳細図，立面図，断面図，展開図，室内仕上げ表及び建具表等

イ　火気使用設備・器具等の位置，構造等の状況を示した図

ウ　緊急連絡先一覧

エ　防火管理維持台帳

⑵　消防隊の誘導

火災，地震その他の災害等が発生した際は，防火対象物の（　　　　　　　）に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

**（震災に備えての予防措置）**

**第２５条**　防火管理者は，各事業所の消防計画に基づき，地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

**（震災時の報告等）**

**第２６条**　防火管理者等は，消防計画に基づく安全措置を講じ，被害の状況及び建物，火気使用設備・器具等の点検結果を統括防火管理者に報告するものとする。

２　地震発生直後，統括防火管理者は，全体の被害状況を把握し，自衛消防隊へ被害に対する応急措置を行わせる等必要な指示をするものとする。

**（震災時の活動）**

**第２７条**　震災時の消火活動等は，地区隊がそれぞれの地区を受け持ち，本部隊は被害の甚大な場所を最優先に活動するほか，次の各号に定める情報収集等に努めるものとする。

⑴ 　情報収集

　　　ア　本部隊の通報連絡班は，周辺の被災状況を把握し，その情報を地区隊に連絡するとともに，その対応措置を指示するものとする。

　　　イ　地区隊の通報連絡担当は，それぞれの地区の被災状況を本部隊に報告するものとする。

⑵　救出救護

　　　　応急救護班（担当）は，倒壊建物等の下敷きとなった人の救出救護活動にあたるものとする。

⑶　避難誘導

　　　ア　本部隊の避難誘導班は，一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し，避難場所に誘導するものとする。

　　　イ　地区隊の避難誘導担当は，それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し，その人員を把握し，本部隊に報告するものとする。

**（警戒宣言発令時の対策）**

**第２８条**　統括防火管理者は，警戒宣言が発せられた場合には，次の各号に定めることを実施するものとする。

⑴　警戒本部を設置し，自衛消防隊は**別表５**に定める任務を実施するものとする。

⑵　各防火管理者に対して，指示，命令又は報告を求めることができる。

⑶　地震予知情報等を会の会長に報告するとともに，各事業所の管理権原者に周知するものとする。

２　情報の伝達は，報道機関等からの正確な情報をもとに自衛消防隊長等が確認の上，在館者に伝達するものとする。

３　休日・夜間等に警戒宣言が発せられた場合には，在館中の自衛消防隊員と従業員全員が協力して自衛消防隊の任務を行うものとする。

４　警戒宣言が発せられた場合の伝達は，混乱を防止するため，避難誘導班の配置完了後に行うものとする。

５　避難誘導担当は，携帯拡声器，ロープ等を携行し，所定の位置につき，避難時の混乱防止策を主眼として適切な避難誘導を行うものとする。

**第８章　教育**

**（教育・資格管理業務）**

**第２９条**防火教育に係る事項は次のとおりとする。

⑴　防火教育

ア　統括防火管理者は，防火管理業務に従事する者に対して，防火管理業務に必要な知識，技術を高めるための教育を行う。

イ　統括防火管理者が実施する教育は，防火対象物の全体についての訓練時に併せて　　　　　　　実施する。

⑵　防火教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は，次による。

ア　全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

イ　各事業所の権原の範囲とその責務等

ウ　自衛消防隊の編成とその任務

エ　消防用設備等，防災設備等の機能及び取扱要領

オ　廊下，階段，避難口，安全区画，防煙区画等の避難施設の維持管理

カ　地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

キ　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

**第９章　雑則**

**（経費の分担）**

**第３０条**本計画に基づき，経費を必要とする事業を行うときは，その都度，会により協議し，経費の分担を決定するものとする。

**附　則**

この計画は，（年　月　日）から施行する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **統括防火管理協議会構成員一覧表** |  |  | **別表１** |
| 役職名 | 事業所名 | 職・氏名 | 連絡先 |
| 会　　　　　長 | 　 | 　 | 　 |
| 副　　会　　長 | 　 | 　 | 　 |
| 副　　会　　長 | 　 | 　 | 　 |
| 統括防火管理者 | 　 | 　 | 　 |
| 構　成　員 |
| 番号 | 事業所名 | 管理権原者職・氏名 | 防火管理者職・氏名 | 使用階等 | 連絡先 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 |  | 　 | 　 |

**別表２**

**防火対象物の管理権原者の権原の範囲**

●所有者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者の氏名・住所・電話番号（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 権原の範囲 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

●管理権原者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 管理権原者氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 管理権原者の住所及び電話番号 | 権原の範囲 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（全体についての防火管理業務を第三者へ委託している場合）**別表３**

**全体についての防火管理業務の一部委託状況表**

　　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 再受託者の有無 | □無　□一部有　　□全部 | 通報承認 | □無　□有（承認番号　　　　　　　） |
| 全体についての防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号）所在地電話番号〔教育担当者氏名〕〔講習等種別・番号〕〔教育計画〕 |  |  |
| 受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方法 | 範囲 | □避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 | □同左□同左 |
| □火災，地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　 | □同左 |
| □火災 | □地震 | □その他（　　　　） | □同左 | □同左 | □同左 |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他（ | 　　　　） | □同左□同左 | □同左□同左 | □同左 |
| □消火・通報・避難訓練の実施 | □同左□その他（　　　　　　） |
| □その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 | □同左□同左 |
| □火災，地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災　　　　□地震　　　　　□その他（　　　　） | □同左　　□同左　□同左 |
| □初期消火　　□避難誘導　　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | □同左　　□同左　□同左□同左　　□同左 |
| □消火・通報・避難訓練の実施□その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） | □同左□その他（　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 遠隔移報方式 | 通報登録番号 |  |  |
| 範　　囲 | □消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | □同左 |
| □火災，地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災 | □地震 | □その他（　　　　） | □同左 | □同左 | □同左 |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他（　　　 | 　　） | □同左□同左 | □同左□同左 | □同左 |
| □その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） | □その他（　　　　　　　） |
| 方　法 | 現場確認要員の待機場所 |  |  |
| 到着所要時間 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（全体についての防火管理業務を第三者へ委託している場合）**別表４**

**全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表**

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する内容 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １　名称・所在 |  |
| ２　委託業務範囲等 |
|  | ⑴　範囲（全部，階数，一部等） |  |
|  | ⑵　業務（一括，防災センター監視，警備，設備，清掃，駐車場等） |  |
|  | ⑶　契約期間 |  |
|  | ⑷　受託者に全体についての防火管理上の権限を付与すること。 |  |
| ３　受託者の厳守事項 |
|  | ⑴　契約内容を遵守すること。 |  |
| ⑵　消防法令に基づく管理権原者又は統括防火・統括防災管理者の指揮，命令に従うこと。 |  |
| ⑶　全体についての消防計画に基づき業務を行うこと。 |  |
| ⑷　消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。 |  |
| ⑸　勤務日報の記録及び報告をすること。 |  |
| ４　勤務体制等 |
|  | ⑴　方法（常駐，巡回，遠隔移報等） |  |
| ⑵　常駐場所（防災センター，管理室，待機場所等） |  |
| ⑶　時間，人数，巡回回数，到着所要時間 |  |
| ⑷　休日，夜間の体制 |  |
| ⑸　消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 |  |
| ⑹　資格保有者数（自衛消防技術認定証，防災センター要員講習等） |  |
| ５　受託会社の行う派遣従業員への統括防火・統括防災教育，訓練の実施体制 |  |
|  | ⑴　教育担当者の配置 |  |
|  | ⑵　教育担当者による計画的な統括防火・統括防災教育，訓練実施状況（教育計画等） |  |
| ６ | 避難又は統括防火・統括防災上必要な構造及び設備の維持管理 |
|  | 1. 避難施設（非常口，通路，階段等）における避難障害の有無
 |  |
| 1. 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況
 |  |
| 1. 防火設備，消防用設備等の管理，保全状況の目視点検，確認
 |  |
|  | 1. 防災システム異常・故障表示の対応（防災設備不作動表示を含む。）
 |  |
|  | 1. 建物，施設等の破損又は危険箇所の有無
 |  |
| ７　火災，地震その他の災害等が発生した場合の全体についての自衛消防活動 |  |
|  | ⑴　自衛消防隊の編成に基づく初動措置 |  |
| ⑵　火災の発見（人的，煙感知器，設備の起動表示等による発見） |  |
|  | ⑶　火災状況の把握（受信機の表示，非常電話等による情報収集） |  |
| ⑷　消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） |  |
| ⑸　避難誘導（非常放送の活用，避難方向の指示，エレベーター使用禁止） |  |
| 1. 初期消火（消火器，屋内消火栓等の活用）
 |  |
|  | 1. 消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導
 |  |
|  | 1. 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置

（□地震，　□その他の災害等（　　　　　　　　　　　　）） |  |
|  | 1. 警戒宣言が発せられた場合の措置
 |  |
| ８　自衛消防訓練の実施 |  |
|  | 1. 全体についての消防計画に基づく自衛消防訓練の実施
 |  |
| 1. 自衛消防訓練指導者
 |  |
| ９　その他 |  |
|  | 1. 定期的な建物内外の巡回
 |  |
|  | 1. その他防火管理上必要な事項
 |  |
| 10　再委託をする場合の契約内容等の確認 |  |

**別表５**

自衛消防隊長

（　　　　　　　　　　　　　　　　）

①消防機関への通報及び通報の確認

②館内への非常放送及び指示命令の伝達

③関係者への連絡

③関係者への連絡

①地区隊が行う応急救護への指揮指導

②救急隊との連携，情報提供

③負傷者の氏名，負傷程度の記録

①地区隊が行う避難誘導への指揮指導

②未避難者，要救助者の確認及び通報連絡班への報告

③消防隊との連携及び補佐

**火災（災害）時**

**警戒宣言時の任務**

①地区隊が行う応急措置作業への指揮指導

①地区隊が行う避難誘導作業への指揮指導

①地区隊が行う点検作業への指揮指導

①テレビ，ラジオ等により情報を収集する。

②自衛消防隊長の指示により，必要な情報を収集し，伝達する。

③地区隊が行う情報収集作業への指揮指導

通報連絡班

（　　　　　　　　　　）

初期消火班

（　　　　　　　　　　）

避難誘導班

（　　　　　　　　　　）

応急救護班

（　　　　　　　　　　）

**自衛消防の組織の本部隊編成及び任務等**

①地区隊が行う消火作業への指揮指導

②消防隊との連携及び補佐